



1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内の部長級職員で構成する「廿日市市男女共同参画推進本部会」でプランの総合調整及び庁内の連携を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 廿日市市男女共同参画推進懇話会との連携

学識経験者や各種団体の代表者等で構成する「廿日市市男女共同参画推進懇話会」に本プランの推進状況の点検及び評価も含め、広く意見を求め、施策に反映していきます。

2 関係機関、市民、関係団体等との連携

(1) 国・県・関係機関との連携

本プランの推進に当たっては、国、県、関係機関と連携を図り、効果的に施策を実施します。

(2) 市民、関係団体、事業者との協働による取組の推進

男女共同参画社会^{*}の実現のために、市・市民・事業者のパートナーシップ^{*}により取組を推進します。